

総合保養地整備法の見直し

総合保養地整備法において大手資本主導のリゾート開発と大手資本が関与していないものに付いての試験問題が平成 17 年度奈良県立大学、地域創造学部、社会人入学試験、小論文試験問題に取り上げられました。それに反し行政ではあまりの失敗に反省どころかタブー視された状態であるのは不自然な気が致します。その為、保養が軽視されて行くようで国民の健康上心配です。

総合保養地整備法は神髄から見ればこれほど素晴らしいと思える法案は無いと思います。それがどうしてこの様になったのかと考えると、そこには単純な答えが見えてきます。当法案前、日本人は「働き蜂」で観光とは無縁の世界であったと言えます。その環境で突然保養などと言っても、誰がその真意を理解出来たのでしょうか。観光とか保養はスピリットの世界ではないのでしょうか、言わば「精神の芸術」に等しく思えます。それは画家が時間とか画材を計算して書いた絵が、芸術とはほど遠いものと同じです。保養とはひたすらに人類の健康を考えて営めば芸術的絵画と同じ価値ある評価が生まれ、その代償が伴うのと似ていると思います。

企業的には芸術とは無縁の世界です。企業的に成り立たない僻地では芸術と同じ気持ちでひたすら保養に取り組んでこそ共存共栄が出来るのです。この見地から見直せば総合保養地整備法の重要性は計り知れません。総合保養地整備法はそのような地域造りが本来の神髄だと思います。そこにはこう書けああ描けと足かせをかけず、地域の人達が地域の資質に合わせて模索するところからスタートするべきでは無いかと思います。

国民の健康を守る大きな勤めがある国の政策として保養は不可欠なはずです。施行され四分の一世紀が過ぎた今は、日本人の保養意識は完全に欧米並みに進化しているのが現場でもはっきりと解る時代である今こそ、新しい試みで総合保養地整備法を再度検討する必要があるのではないのでしょうか。総合保養地整備法は何も間違いのない立派な法案です、それを活用する動機とそれを許可する方法がずれていただけではないのでしょうか。

平成 20 年 11 月 14 日(金)

田口 靖人